

12月10日以降をどうすごすか？

勿論、生活保護制度活用観点での話ですが・・・

年内敷金支給は無理だけど、野宿・夜間宿所以外の道は・・・

生活保護申請ができないわけではありません

敷金支給でアパート・マンション生活への移行を、年内に

果たそうとすれば、12月10日までに、生活保護申請する必

要がある。夜間学校ニュースでは、そうお知らせしていま

した。

すでに、12月10日、それ以降について、どうしたらいい

のか、年内は生活保護申請をすることはできないのか、そ

んな疑問を持つ人もいるかもしれません。

勿論、生活保護申請はいつでもできます。常識的に考え

て、役所の窓口が開いている日には、ですが・・・。

ただ、申請した後、どうなるかが問題です。

12月10日までであれば、申請した後は、役所の手続きが

終わってお金が出る日まで、たいていの場合には2週間程度、

移行支援事業で施設待機になります。12月24日前後には、

アパート生活をしていることになりました。

12月10日以降であれば、年内にお金を受け取ることがで

きません。正月休みを挟んで、お金が支払える状態になる

まで、申請の日から2週間を超えると考えられる場合は、

「お願いだから、ケアセンターと越年臨時宿泊所を利用し

て、申請は来年、年開けてからにしてももらえないだろうか」

と頼まれることもあり得ます。

今年は移行支援事業がありますから、施設待機の期間を

長くするという対応があるかもしれませんが・・・。

役所の事情とそれから生じる変則的な対応はあるにし

ても、年内に生活保護申請ができないというわけではあり

ません。念のため。

施設へ入る、入院するという場合は、三食付きですか

ら問題はないのですが、敷金なしで、入居した後に生活保

護申請する場合は、少し問題があります。

入居してから、生活保護のお金が手に入るまでの間の

生活費が手元になれば、何の問題もないのですが、入居し

たけれど、食事が代がないということになると、正月が越せ

ません。

そういう場合は、申請した時に、受け付け面接する職員と

相談しておく必要があります。西成区の場合は、そう大き

な額ではありませんが、前貸ししてくれるようです。

それぞれに、考えるところ、判断基準は、それぞれ十人

十色であることでしょうが、参考にしていただければ：

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。保護決定までの生活費がない人は、市更相経由がいいと思いますが・・・。